

3. 教育実習等学外活動補助事業実施要項

- (1) 目的 教育学部の学生が学外で行う各種実習活動に対して補助を行い、学生の経済的負担を軽減し、もって活動の一層の活発化と円滑化を図る。
- (2) 対象学生 全学年（ただし、学生後援会及び同窓会会員）
- (3) 対象とする活動及び補助項目
教育実習等指導委員会が必要と認めた経費
※毎年予算承認が6月第1日曜日となる、6月以前に行われた活動についても遡って補助対象とする。
- (4) 予算執行方法
学生後援会から教育学部実習等指導委員会へ執行委任を行う。同委員会では協議の上、学生の活動実態に即した執行方法を決定し、執行を行う。
学生後援会総会における予算承認後速やかに教育実習等指導委員会の指定した口座に予算額全額を一括で振り込むものとする。
- (5) 予算額
100万円
- (6) 財源 三重大学教育学部学生後援会一般会計より支出する。
なお、同予算は総会において承認を受けるものとする。
- (7) 執行委任予算残について
予算額に対して年度内執行額に残額が生じた場合は、教育実習等指導委員会は学生後援会に返還するものとする。
- (8) 実績報告
教育実習等指導委員会は年度終了後1か月以内に別紙様式(3-1)により学生後援会に実績報告を行うものとする。
- (9) その他
①本会は当該活動への補助を行うのみであり、当該活動中に起こった事故等について一切の責任を負わない。
②事業実施にあたり本要項に規定されていない事項について疑問点が生じた場合は、教育実習等指導委員会と随時協議する。